

平成17年11月2日

水先業務の品質管理、透明性確保のため必要な方策

(社) 日本船主協会

1. 水先人会

- (1) 水先人会の法人化を水先法で明文化する
- (2) 水先人と水先人会（法人）の関係の明確化
 - 水先業務引受代行、料金收受代行などの契約関係の明確化
 - 契約の中で、水先人は水先料金を収受し、法人は水先人への役務提供内容を明らかにし、その対価を1件当りの手数料として請求することで透明化を図る
- (3) 水先引受基準の策定
 - 水先人の等級、経験年数と船種、船型等により、船舶に対応した引受水先人の条件を明確にし、これを公開する
 - 水先人の選定に当たり、正当な理由がある場合を除き、ユーザーからの水先人要請を誠実に履行する義務を課す
 - 水先人の履歴の公表
- (4) 経理規定をはじめとする諸規定の策定、公開
- (5) 活動報告及び経理報告の公開
- (6) 適正化団体による業務監査
- (7) 監査法人による監査

2. 水先人

- (1) 個々人が水先約款、水先料金を設定し認可を受ける
- (2) 個人が業務報告・経理報告を作成し、情報公開する
- (3) 業務制限（兼業の禁止）

3. 適正化団体

- (1) 独立した権限を有する水先法人の業務監査を行う担当部門を置く
 - 毎年、監査結果の報告、公表
 - 業務監査に基づき、国が必要な業務改善命令を発する等の措置を可能とする
- (2) ユーザー対応窓口を置く
 - ユーザーからの苦情、要望に誠実に対応し、結果を公開する
- (3) 水先人会及び水先人に対する指導・監督・懲戒等規定の整備および実施
- (4) 事故原因の分析・究明と再発防止策の策定、再教育訓練の強化などを水先人会に命じ、その内容、結果を開示させる権限を付与する

以上